

香川県条例第11号

職員の服務の宣誓に関する条例及び香川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、一般職員にあつては規則、警察職員にあつては公安委員会規則、公立学校職員にあつては教育委員会規則で定める様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となったものは、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において</u>、一般職員にあつては規則、警察職員にあつては公安委員会規則、公立学校職員にあつては教育委員会規則で定める様式による宣誓書に署名してからでなければ<u>その職務を行つてはならない</u>。</p> <p>2 略</p>

(香川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年香川県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公安委員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに公安委員となった者は、別記様式による宣誓書を<u>知事に提出してから</u>でなければ、その職務を行つてはならない。</p>	<p>(公安委員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに公安委員となった者は、<u>知事の面前において</u>、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。